

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 大阪市監査委員 | 森   | 伊 吹 |
| 同       | 森   | 恵 一 |
| 同       | 出 雲 | 輝 英 |
| 同       | 永 井 | 広 幸 |

## 住民監査請求について（通知）

令和 8 年 8 月 17 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

### 記

## 第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市立生野屋内プール（以下「本件施設」という。）の駐輪場のタイルの破損を、素人である本件施設の支配人（指定管理者の社員）が修理をした。指定管理者の報告書では「割れているタイル・盛り上がって破損しているタイルを剥がし、モルタルで応急修繕をする予定」と書かれているが、本工事を大阪市経済戦略局スポーツ課が問題がなければ完全修理をしなくて良いと返事をしたため、請求人が同局施設整備課長と話し合いをした。その結果、同課長より「報告 生野屋内プール・床タイルの状況と見解」で「不陸調整、タイル（150 角）の貼替を推奨する。（1㎡程度）」と言われても、指定管理者の擁護をして本件施設をよくすることをしないための問題である。

2026 年 8 月 11 日のタイルの割れは、指定管理者はいつ発見し、大阪市に報告書を提出するのか。修理は指定管理者の社員が今回も仮修理するのか。今回は 2ヶ所を同じにして 100 万円以上の修理にするつもりか。原因を示した上で、修理をして今後この問題が出ない様に対応することを求める。

これは協定の第 47 条（当該業務の終了に伴う原状回復）違反である。

## 第 2 判断

### 1 本件請求について

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市の長若しくは委員会若しくは委員又は職員（以下「大阪市職員等」という。）による同条第 1 項に定める事項（公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実）、すなわち、大阪市職員等の財務会計上の行為又は怠る事実を請求の対象とする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、本件請求において、令和 7 年 6 月に本件施設の駐輪場において生じたタイルの破損につき、同年 7 月に本件施設の指定管理者が修理を行ったものの、令和 8 年 8 月においても再びタイルの割れが生じていることについて、協定（以下「本件協定」という。）第 47 条に違反する旨を主張するものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等を行為者として指定するものといえるのかが問題となる。

この点、本件協定は大阪市と指定管理者との間で締結されているものであり、その第 47 条は指定管理者の原状回復義務について定めたものと認められる。

よって、本件協定第 47 条違反を主張する本件請求は、指定管理者の行為又は怠る事実を対象としているものと解されるが、指定管理者は私企業であり、「大阪市職員等」には当たらないことから、本件請求は、「大阪市職員等」を行為者として指定するものとは認められない。

また、請求人は、タイルの破損について、大阪市経済戦略局スポーツ課が「問題がなければ完全修理をしなくて良い」と返事をした旨、また、指定管理者を擁護して本件施設をよくすることをしないための問題である旨を指摘していることから、大阪市職員等が本件施設の維持管理を怠っている旨を主張するものであるようにも解される。

そこで、本件請求につき、大阪市職員等が行為者として指定されているものと解したとして、さらに、財務会計上の行為又は怠る事実を対象とする請求であるといえるのかについても検討した。

この点、浦和地方裁判所昭和 61 年 3 月 31 日判決は、「公の施設の管理には、その本来の設置目的達成するための見地からなされる行政上の管理とその財産的価値に着目して、これが維持、保存、運用のためなされる財産上の管理とが考えられ、後者についての行為又は怠る事実のみが住民訴訟の対象となる」と判示しており、最高裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決でも同趣旨の判断が示されている。

これらの判決によれば、住民訴訟の対象となる「財産の管理」とは、当該財産の財産的価値に着目してその価値の維持、保全等を図る財産管理行為のことを指すものであって、一定の行政目的を実現するための管理行為はこれに当たらず、このことは、住民訴訟の提起にあたって前置されている住民監査請求についてもあてはまるものと解される。

本件請求は、本件施設の破損したタイルの修理を怠る事実を対象とするものと解されるところ、このような設備の修理は、本件施設が公の施設として地方自治法第 244 条第 1 項に定める「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する」という目的を達成するために行われる、市民の安全な利用を確保するための日常の維持管理行為であって、本件施設の財産的価値に着目してその価値の維持、保全等を図る財産管理行為には当たらず、住民監査請求の対象となる「財産の管理」には当たらないと解される。

よって、本件請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象とするものであるとも認められない。

## 2 結論

上記 1 のとおり、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。